

令和元年度三木町農業委員会
11月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

令和元年度三木町農業委員会
11月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和元年11月20日
(会議時間) 13:30～14:20
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 17名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博(欠席)
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)(欠席)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦主幹兼課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 谷洋司主任主事
6. 大森和人副主幹
7. 蔵野宗一郎係長

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請の取下について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定について

(4) 土地改良事業の非農用地区域の設定について

(5) その他

事務局

それでは、11月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等10件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長職務代理者より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、香西委員と川田委員をお願いいたします。それでは高尾会長職務代理者よろしく申し上げます。

会長職務代理者

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が6件と報告案件が3件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告と地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定と土地改良事業の非農用地区域の設定についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：田中字南高原 1筆 556㎡
地目：畑1筆
譲渡理由：耕作不便
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号2 申請地：井戸字二条 2筆 1,612㎡
地目：田2筆
譲渡理由：農業廃止
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号1について説明します。

番号1は、譲受人の経営規模拡大であり、下限面積等も問題ありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は、譲受人の経営規模拡大であり、下限面積等も問題ありませんでした。

会長職務代理者

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

7番委員

番号1について、譲渡人が町外にお住まいで、通作に不便を感じておったため、経営規模拡大を考えていた譲受人と話がまとまったもので、特に問題はありません。

1 番委員

番号2について、現在小作で作っているところを購入しようとするものです。

会長職務代理者

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理者

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理者

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字大塚 3筆 280㎡

地目：田3筆

現況：田1筆、雑種地1筆、道路1筆

目的：駐車場

水路

併用地：宅地 1, 602㎡

造成時期：昭和40年頃から

番号2 申請地：氷上字東中川 1筆 104㎡

地目：畑1筆

現況：雑種地1筆

目的：既存倉庫平屋建 1棟 9.93㎡

既存住宅2階建 1棟 157.90㎡

既存納屋平屋建 1棟 115.80㎡

併用地：宅地 805㎡

造成時期：昭和54年頃から

番号3 申請地：氷上字花丸 1筆 222㎡
地目：畑1筆
現況：宅地1筆
目的：既存住宅2階建 1棟 137.35㎡
既存納屋平屋建 1棟 62.30㎡
既存物置平屋建 1棟 21.17㎡
併用地：宅地 411㎡
造成時期：大正15年頃から

番号4 申請地：井戸字山田 1筆 396㎡
地目：畑1筆
現況：宅地1筆
目的：既存住宅平屋建 1棟 166.62㎡
併用地：宅地 3.06㎡
造成時期：平成14年頃から

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

番号3は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

番号4は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字大塚 4筆 2,025.54㎡
地目：田4筆
現況：田3筆、雑種地1筆
目的：事務所 1棟 148.63㎡
権利の種類：所有権移転売買

併用地：宅地等 34.57㎡

造成時期：昭和40年頃から

番号2 申請地：鹿庭字出作 2筆 1,028㎡

地目：田2筆

現況：田2筆

目的：太陽光発電設備

権利の種類：所有権移転売買

番号3 申請地：井戸字中井戸 1筆 695㎡

地目：田1筆

現況：田1筆

目的：太陽光発電設備

権利の種類：所有権移転売買

番号1について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長職務代理者

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

6番委員

それでは、現地調査の報告を行います。11月分の農地法関連の申請について去る、令和元年11月15日(金)の午前9時から4条申請4件、5条申請3件につきまして、協会長、高尾会長職務代理者、松田委員、私、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請 番号1、2、3、4及び5条申請 番号1です。こちらにつきましては、既に造成が行われている箇所がありました。始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありません

でした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長職務代理者

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

1 2 番委員

4 条申請番号 1 について、造成時期が昭和 4 0 年頃ですので、県道ができたとき、残地となった部分に土を入れ利用していた現在誰も住んでおらず、売買するにあたり確認したところ、無断転用していたことが発覚したため是正するものです。

5 条申請番号 1 について、こちらも同様に農地法による転用許可が必要であることが分からず造成されたものですが、今回所有権移転を機に転用申請がされたものです。

3 番委員

4 条申請番号 2 について、物置が建っているもので特に問題はありません。

1 6 番委員

4 条申請番号 3 について、申請者の父が申請地北側を借地し家を建てました。申請地もあわせて利用していたが、相続の際転用されていないことが発覚し申請をされたものです。

事務局

4 条申請番号 4 について、地元委員欠席のため事務局より説明します。平成 1 4 年頃申請者の父が家を建てたもので、父が亡くなり母が転用申請を行っていたのですが、その母も許可が出る前になくなったため、相続人が改めて申請を行ったものです。周辺農地への影響もないため特に問題はないものと思います。

5 条申請番号 2 について、地元委員欠席のため事務局より説明します。譲渡人は長年耕作しておらず、譲受人は三木町内で新たな太陽光発電を行える申請地を探していました。両者の話しがまとまったため、本申請に至ったものです。周辺農地等確認したところ、特に影響は軽微なものと考えられることから許可相当と判断しております。

1 番委員

5 条申請番号 3 について、譲渡人は相続したものの町外に住んでおり、所有地の整理を行っているところに太陽光発電の話しがきて申請に至ったものです。排水その他については、特に問題はないと思います。

会長職務代理者

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理者

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理者

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理者

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第4号、非農地証明願について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号、非農地証明願について

番号1 申請地：池戸 13.42㎡
地目：田
目的：水路

番号1について説明します。

番号1については、4条申請及び5条申請をするにあたり所有地を確認したところ、過去より農業用水路、道路排水路として利用しており転用案件に該当しないため本申請がなされたものです。

会長職務代理者

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理者

ないようですので、議案第4号、非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理者

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が13件、再設定が27件で合計40件になります。

総設定面積は168,578㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は6件で、総設定面積24,774.13㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長職務代理者

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理者

ないようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理者

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理者

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第4条の規定による許可申請の取下について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第4条の規定による許可申請の取下について

番号1 申請地：井戸字山田 396㎡
地目：畑1筆
取下理由：その他

番号1について説明します。

番号1については、申請者が許可が出る前に亡くなったため、相続人が転用申請を行うため、申請を取り下げるものです。4条申請番号4の案件になります。

会長職務代理者

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長職務代理者

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について

番号1 申請地：井上 1177㎡
地目：田
解約日：令和元年10月30日
解約理由：経営規模縮小のため

番号2 申請地：上高岡 599㎡の内42㎡
地目：田
解約日：令和元年10月31日
解約理由：転用のため

番号3 申請地：上高岡 599㎡の内42㎡
地目：田
解約日：令和元年10月31日
解約理由：転用のため

番号1について、借り手の経営規模縮小により解約します。

番号2、番号3について、農地機構を通じて貸し借りをしており、県道拡幅のため、農地機構と担い手、農地機構と出し手農家の解約になります。

会長職務代理者

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長職務代理者

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第3号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：氷上 764 m²
地 目：田
解 約 日：令和元年10月1日
返 還 理 由：売買のため

番号2 申請地：井上 2, 737 m²
地 目：田
解 約 日：令和元年10月21日
返 還 理 由：本人耕作

番号3 申請地：氷上 6, 707 m²
地 目：田
解 約 日：令和元年10月25日
返 還 理 由：その他

番号4 申請地：井戸 1, 612 m²
地 目：田
解 約 日：令和元年11月20日
返 還 理 由：売買のため

番号1について、売買のため解約するものです。

番号2について、本人耕作のため解約するものです。

番号3について、農用地利用集積計画番号39、農用地利用配分計画番号5の案件で農地機構

を通じて使用貸借で貸し借りを行っていましたが、新たな貸借が賃貸借となったため、解約するものです。

番号4について、売買のため解約するものです。

会長職務代理者

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長職務代理者

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長職務代理者

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

三木町産業振興課で行っている地籍調査におきまして、井上下々所地区、藤東山田地区の調査結果で農地変更調書のとおり、農地に関係する地目に変更がありましたので、ご審議いただき承認をお願いします。

(資料読み上げ)

なお、調書の農業委員会意見欄中、転用許可の有無及び原状回復命令の見込については、あらかじめ事務局により確認していただいています。よろしくをお願いします。

会長職務代理者

ありがとうございました。何か質問があればお願いします。

12番委員

地籍調査は法的手続きにより行われていることは承知していますが、その中で山林を開発して農地にするのはいけないことだと思うのですが、地籍調査で山林から農地になることは問題ないのですか。

事務局

国土調査としては、現況の地目で調査することとなっていますので問題はないと思います。

18番委員

井上の山に近いところなので山林化しているところが結構あると思いますが、山林化した面積はどれくらいありますか。

事務局

山林化した面積はわかりませんが、農地が農地以外になった面積は49,128㎡となっております。

会長職務代理者

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理者

無いようですので、地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理者

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、土地改良事業の非農用地区域の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

平成29年9月の定例会において協議した内容の変更になります。

(資料読み上げ)

根拠は土地改良事業の非農用地区域の設定について、昭和49年の農林水産省の通知文に、農業委員会へ協議を行うものとなっております。

会長職務代理者

ありがとうございました。何か質問があればお願いします。

12番委員

非農用地にできる面積制限はありますか。

事務局

農家1軒につき500㎡が上限になっています。

会長職務代理者

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理者

ないようですので、これで定例会を終了いたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長職務代理者及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和元年11月 日

会長職務代理者 _____

署名委員 _____

署名委員 _____